

(別添)

平成28年以降の飼料作物等の流通・利用の自粛及びその解除等の取扱いについて（平成28年3月25日付け27生畜第1974号、27政統第874号農林水産省生産局畜産部飼料課長、政策統括官付穀物課長連名通知）

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
1 (略)	1 (略)
2 本通知の対象飼料作物等 (1) (略) (2) 稲わら（当年産稲から生じる稲わらであって当年に収集するもの） (3) (略)	2 本通知の対象飼料作物等 (1) (略) (2) 稲わら（当年産稲から生じる稲わらであって当年に収集するもの（ <u>以下「秋わら」という。</u> ）及び前年産稲から生じる稲わらであって当年に収集するもの（ <u>以下「春わら」という。</u> ）） (3) (略)
3 本通知の対象県 (1) 永年生牧草 前年産永年生牧草のモニタリング調査の結果、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知)に基づく飼料の暫定許容値（以下「暫定許容値」という。）の1／2を上回る放射性セシウムが確認された地域を有する県又は <u>これまで牧草地の除染を行った県</u> (2) <u>稲わら</u> 及び飼料利用米 検査対象県 <u>(削る)</u>	3 本通知の対象県 (1) 永年生牧草 前年産永年生牧草のモニタリング調査の結果、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知)に基づく飼料の暫定許容値（以下「暫定許容値」という。）の1／2を上回る放射性セシウムが確認された地域を有する県又は <u>当年に牧草地の除染を行うこととしている県</u> (2) <u>秋わら</u> 及び飼料利用米 検査対象県 <u>(3) 春わら</u> <u>福島県</u>
4 モニタリング調査の対象地域 調査対象県は、飼料作物等毎に以下のとおり調査地域を設定すること。 (1) 永年生牧草 [略] (2) <u>稲わら</u> 県内を3カ所以上の調査地域に区分する又は飼料作物中の放射性セシウムの濃度が当該県内で比較的高いと考えられる地域を中心に、当該県内全域を一つの調査地域として設定する。 ただし、前年 <u>稲わら</u> のモニタリング調査の結果、暫定許容値の1／2	4 モニタリング調査の対象地域 調査対象県は、飼料作物等毎に以下のとおり調査地域を設定すること。 (1) 永年生牧草 [略] (2) <u>秋わら</u> 県内を3カ所以上の調査地域に区分する又は飼料作物中の放射性セシウムの濃度が当該県内で比較的高いと考えられる地域を中心に、当該県内全域を一つの調査地域として設定する。 ただし、前年 <u>秋わら</u> のモニタリング調査の結果、暫定許容値の1／2

を上回る放射性セシウムが検出されなかった地域又は前年稲わらのモニタリング調査の結果等に基づき、当年稲わらの放射性セシウム濃度が暫定許容値を上回る可能性が著しく低いと考えられる地域については、当年稲わらの流通・利用の自粛及び調査を行わないことができる。

なお、前年稲わらモニタリング調査の結果等から、当年稲わらの放射性セシウム濃度が暫定許容値を上回ることが明らかな地域については、飼料としての流通・利用を自粛するよう要請した上で、調査を行わないことができる。

(削る)

5 調査地点の設定及び調査方法

調査対象県は、4の調査地域について、以下の方法に基づき調査地点を設定し、調査を行うこと。

- (1) 原則として1つの調査地域当たり5点以上の調査地点を設定し、設定する際は、調査地域内での地理的な偏りが生じないようにするとともに、特に放射性セシウム濃度が高いと見込まれる地点がある場合は、当該地点を調査地点として設定するよう努めるものとする。

(2) (略)

6 (略)

7 稲わらと玄米検査の結果との関係

調査対象県は、当年産米の玄米検査の結果、玄米中の放射性セシウム濃度が食品の基準値(100 Bq/kg)を上回り、当年産米の出荷が自粛された地域又は生産者の当年稲わらについて、6の結果にかかわらず、その流通・利用を自粛すること。

8、9 (略)

10 その他

調査対象県は、当年に作付された稲に由来する稲わらについては、極力当年中に収集するよう、畜産農家、飼料生産者、飼料販売業者その他飼料を取り扱う者に対して要請すること。

また、当年産米穀を対象とする「米の作付等に関する方針」(農林水産

を上回る放射性セシウムが検出されなかった地域又は前年秋わらのモニタリング調査の結果等に基づき、当年秋わらの放射性セシウム濃度が暫定許容値を上回る可能性が著しく低いと考えられる地域については、当年秋わらの流通・利用の自粛及び調査を行わないことができる。

なお、前年秋わらモニタリング調査の結果等から、当年秋わらの放射性セシウム濃度が暫定許容値を上回ることが明らかな地域については、飼料としての流通・利用を自粛するよう要請した上で、調査を行わないことができる。

(3) 春わら

前年収集稲わらの調査結果及び前年産米の玄米検査の結果、50Bq/kgを上回る放射性セシウムが検出された地点を含む地域を調査地域として設定する。

5 調査地点の設定及び調査方法

調査対象県は、4の調査地域について、以下の方法に基づき調査地点を設定し、調査を行うこと。

- (1) 原則として1つの調査地域当たり5点以上の調査地点を設定し、設定する際は、調査地域内での地理的な偏りが生じないようにするとともに、特に放射性セシウム濃度が高いと見込まれる地点がある場合は、当該地点を調査地点として設定するよう努めるものとする。

ただし、春わらについては、収集した稲わらの生産ロット毎(原則として、生産者毎)に、個別に放射性セシウムの検査を実施すること。

(2) (略)

6 (略)

7 秋わらと玄米検査の結果との関係

調査対象県は、当年産米の玄米検査の結果、玄米中の放射性セシウム濃度が食品の基準値(100 Bq/kg)を上回り、当年産米の出荷が自粛された地域又は生産者の当年秋わらについて、6の結果にかかわらず、その流通・利用を自粛すること。

8、9 (略)

10 その他

調査対象県は、当年に作付された稲に由来する稲わらについては、極力当年中に収集するよう、畜産農家、飼料生産者、飼料販売業者その他飼料を取り扱う者に対して要請すること。

また、当年産米穀を対象とする「米の作付等に関する方針」(農林水産

省公表）に基づき作付再開準備、全量生産出荷管理又は全戸生産出荷管理が行われる地域については、WCS用稲についても、当該方針に基づき、吸収抑制対策等の実施、生産管理の徹底等を行う必要があることに留意すること。

なお、東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示後、初めて青刈リトウモロコシ等の単年生飼料作物（WCS用稲、かんしょづる等の植物残さ、越冬する飼料作物及び稲わら（前年産稲から生じる稲わらであって当年に収集するもの）を含み、飼料用米を除く）の作付け・利用を行う地域については、地域の実情に応じて放射性セシウム濃度の調査を行うことができる。

省公表）に基づき作付再開準備、全量生産出荷管理又は全戸生産出荷管理が行われる地域については、WCS用稲についても、当該方針に基づき、吸収抑制対策等の実施、生産管理の徹底等を行う必要があることに留意すること。

なお、東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示後、初めて青刈リトウモロコシ等の単年生飼料作物（WCS用稲、かんしょづる等の植物残さ、越冬する飼料作物を含み、稲わら及び飼料用米を除く）の作付け・利用を行う地域については、地域の実情に応じて放射性セシウム濃度の調査を行うことができる。